

関係法令

条例

<p>○水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号)</p> <p>(特定施設) 第一条 水質汚濁防止法 (以下「法」という。) 第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。</p>	<p>○奈良県生活環境保全条例施行規則 (平成九年三月十八日 奈良県規則第四十一号)</p> <p>(汚水等排出施設) 第五条 条例第二項第七号の規則で定める施設は、別表第二に掲げる施設とする。</p>
<p>(汚水等に係る有害物質) 第六条 条例第二項第七号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 カドミウム及びその化合物 二 シアン化合物 三 有機りん化合物 (ジエチルパラニトロフロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプシメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン) 及びエチルパラニトロフェンチオホスフェイト (別名EPN) に限る。)</p> <p>四 鉛及びその化合物 五 六価クロム化合物 六 砒素及びその化合物 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 八 ポリトクロロエチレン 九 テトラクロロエチレン 一〇 ジクロロメタン 一一 四塩化炭素 一二 一・二・ジクロロエタン 一三 一・一・ジクロロエチレン 一四 シス・一・二・トリクロロエタン 一五 一・一・二・トリクロロエタン 一六 一・二・二・トリクロロエタン 一七 一・三・二・トリクロロプロペン 一八 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム) 一九 テトラクロロ一四・六一・ビス (エチルアミノ) -s-トリアジン (別名シマジン) 二〇 S-一四・一四・クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ) 二一 ベンゼン 二二 セレン及びその化合物 二三 ほう素及びその化合物 二四 ぶつ素及びその化合物 二五 アンモニア、アンモニウム化合物 二六 塩化ビニルモノマー 二七 一・四・ジジオキサン 二八</p>	<p>別表第一 (第一条関係) 省略</p> <p>別表第二 汚水等排出施設 (第5条関係)</p> <p>(排水基準) 第十六条 条例第二十六條第一項の規定による排水基準は、別表第六に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第六 汚水等排出施設 (第5条関係)</p> <p>1 ひろく一般の用に供する施設 (次項及び第3項に掲げるものを除く。) であつて次に掲げるもの (1) 廃ガス洗浄施設 (2) 湿式集じん施設 2 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定する病院 (患者50人以上を入院させるための施設を有するものに限る。) に設置される施設であつて次に掲げるもの (1) レントゲン自動理像装置 (2) 臨床検査室</p>

(3) 自動洗びん施設
 3. 家畜飼養業の用に供する畜舎であつて飼養規模が豚(生後5月未満のもの)を除く。の飼養頭数が50頭以上又は牛若しくは馬の飼養頭数が若しくはこれらの合計が20頭以上であるもの

備考 この表に掲げる施設は、次に掲げる施設を除く。
 (1) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第6項の特定事業場に設置される施設
 (2) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)に排出水を排出する施設

別表第6 排水基準(第16条関係)

1 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつき0.1ミリグラム
シアン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.2ミリグラム
1・2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.02ミリグラム
1・1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム
シス-1・2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1・1-1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1・2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1・3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.06ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.03ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.2ミリグラム
チオベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム

○排水基準を定める省令(昭和四十六年六月二十一日総理府令第三十五号)
 水質汚濁防止法第三条第一項の規定に基づき、排水基準を定める総理府令を次のように定める。

(排水基準)

第一条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第一項の排水基準は、同条第二項の有害物質(以下「有害物質」という。)による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一 (第一条関係)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
シアン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1リットルにつきシアン1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.2ミリグラム
1・2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.02ミリグラム
1・1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム
シス-1・2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1・1-1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1・2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1・3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.06ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.03ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.2ミリグラム
チオベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム

